

環境影響評価調査計画書審査意見書

「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号。以下「条例」という。）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子
（公印省略）

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：国土交通省関東地方整備局
代表者：関東地方整備局長 土井 弘次
所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番 1

2 対象事業の名称及び種類

名 称：一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業
種 類：道路の新設

3 対象事業の位置

起 点：東京都日野市西平山三丁目
終 点：東京都八王子市北野町

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地の一部は、別事業である土地区画整理事業区域を含み、当該区画整理事業との施行時期の重複により、工事用車両がもたらす一般粉じん、騒音・振動の影響増大が懸念されることから、施行中の将来交通量について適切に算定を行うこと。

【景観】

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえ、地域の特性を考慮した上で、適切に地点を選定し、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。